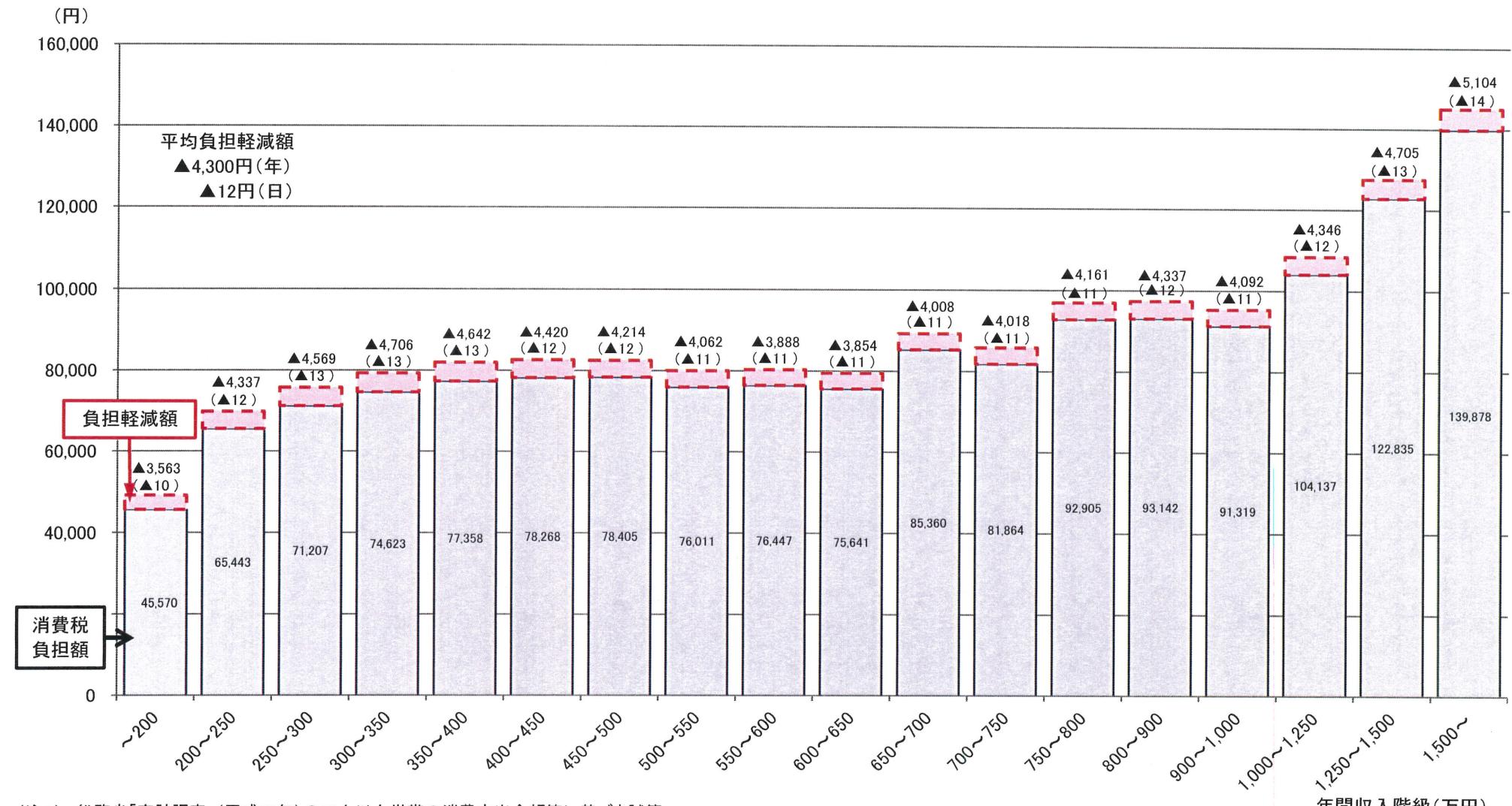


軽減税率による負担軽減額(軽減対象:酒類・外食を除く飲食料品)[1人当たり]



(注1) 総務省「家計調査」(平成25年)の二人以上世帯の消費支出金額等に基づき試算。

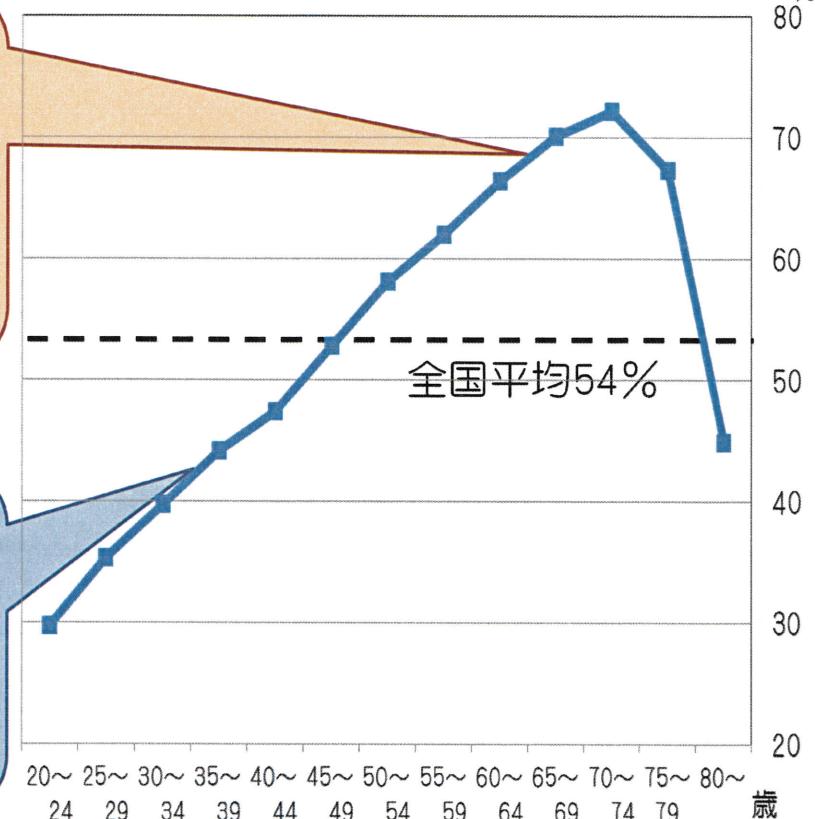
(注2) 消費税負担額は、家計調査における支出金額に、標準税率対象品目は105分の10、軽減税率対象品目は105分の8を乗じて算出している。

※パネル写し

第47回衆議院議員総選挙投票率 %

年金生活者給付金
(2016年5月から6月)
・65歳以上、30,000円／人
・予算総額 3,600億円
・人数 1,100万人

子育て世帯給付金の廃止
・15歳以下、3,000円／人
・予算総額 600億円
・人数 1,600万人



出所：総務省及び厚生労働省資料より山井和則事務所作成

※パネル写し

民主党政権と安倍政権の比較

民主党 2009年7～9月期から
2012年10～12月期の伸び率

安倍政権 2012年10～12月期から
2015年7～9月期の伸び率

5.7%
実質GDP伸び率
は低下

2.4%

実質賃金は
より低下

-3.7%

-1.4%

2009年9月から
2012年12月の減少率

2012年12月から
2015年9月の減少率

民主党
安倍政権

民主党 2009年度に対する
2012年度の増加率

安倍政権 2012年度に対する
2015年度の増加率

6.2%

実質最低賃金の
増加率は低下

1.6%

収益額の状況

	平成26年度	平成27年度				
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度
収益額（億円）	152,922	26,489	-78,899	-	-	-52,410

《参考》

(市場運用分)

	平成26年度	平成27年度				
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度
総合収益額（億円）	151,824	26,280	-79,090	-	-	-52,809
国内債券	15,957	-505	3,022	-	-	2,517
国内株式	69,105	18,657	-43,154	-	-	-24,497
外国債券	18,884	1,139	-2,408	-	-	-1,268
外国株式	47,863	6,987	-36,552	-	-	-29,565
短期資産	15	1	2	-	-	4

(財投債)

	平成26年度	平成27年度				
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度
収益額（億円）	1,098	208	191	-	-	399

(注1) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

(注2) 収益額は、運用手数料等控除前のものです。

平成 27 年第 20 回経済財政諮問会議 議事要旨

(開催要領)

1. 開催日時：平成 27 年 11 月 27 日（金）16:10～17:02

2. 場 所：官邸 4 階大会議室

3. 出席議員：

議長	安倍 晋三	内閣総理大臣
議員	麻生 太郎	副総理 兼 財務大臣
同	菅 義偉	内閣官房長官
同	甘利 明	内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 兼 経済再生担当大臣
同	高市 早苗	総務大臣
同	林 幹雄	経済産業大臣
同	黒田 東彦	日本銀行総裁
同	伊藤 元重	東京大学大学院経済学研究科教授
同	榊原 定征	東レ株式会社 相談役最高顧問
同	高橋 進	株式会社日本総合研究所理事長
同	新浪 刚史	サントリーホールディングス株式会社 代表取締役社長
臨時議員	加藤 勝信	一億総活躍担当大臣
同	石破 茂	地方創生担当大臣

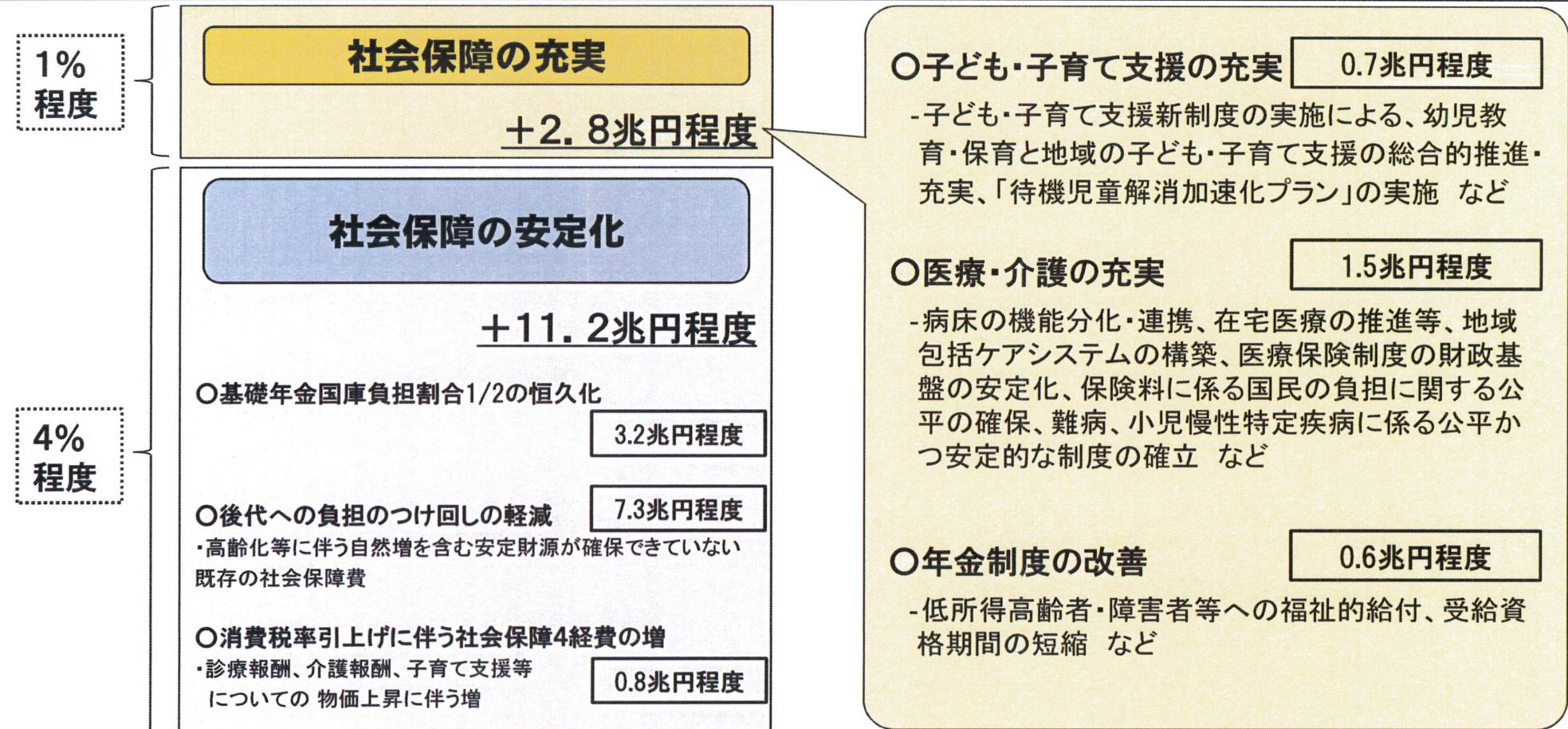
（新浪議員） 600兆の経済に向けて、消費税率を 2 % 上げられるような経済にしていくことは当然であり、賃金についても、可処分所得を今後も継続的に上げていくわけだが、例えば雇用保険など、天引きされる部分が結構多い。一般事業の雇用保険料率は 1.35 % で、事業主負担 0.85 % と労働者負担 0.5 % に分かれているが、実際には完全雇用のような状況になっているので、どちらも半分ぐらいにしたらどうか。そうすれば、企業も一生懸命賃上げをしていくだろう。

また、健康保険料も大変増えているが、この辺りも歳出改革が必要である。例えばこの間申し上げた後期高齢者の支援金なども、企業が頑張ることによって保険料が上がりずに済み、それによって実質的な所得が上がることになる。こういったことをしていくことが大変重要なのではないか。これにより、実態として可処分所得が上がることになるので、こうしたことを行っていたらどうか。もう一つ、130万円の壁についての検討は大変重要である。安倍政権の大きな目玉改革として、是非、壁をなだらかにする仕組みにしていただきたい。

最後に、資料 2 の 3 ページに関連して、機関投資家のガバナンスについてであるが、例えば G P I F が機関投資家に運用委託をしているので、機関投資家に対して働きかけ、投資先が必要以上にキャッシュを持っているのであれば、例えば 3 年以内に設備投資するのか賃上げするのか、どうするか決めさせる。決めないのであれば、配当で戻させ、そして、別に成長するところにお金を回す。こうした具合に G P I F を活用するということも、大いに効果があるのではないか。

消費税5%引上げによる社会保障制度の安定財源確保

- 消費税率(国・地方)を、2014年4月より8%へ、2015年10月より10%へ段階的に引上げ
(* 税制抜本改革法の規定に基づき、経済状況等を総合的に勘案して、最終的に判断)
- 消費税収の使い途は、国分については、これまで高齢者3経費(基礎年金、老人医療、介護)となっていたが、今回、社会保障4経費(年金、医療、介護、子育て)に拡大
- 消費税収は、全て国民に還元し、官の肥大化には使わない



(注) 税制抜本改革法に沿って消費税率が平成27年10月に10%に引き上げられ、増収分が平成29年度に満年度化した場合、5%引き上げ分の14.0兆円程度のうち、1%程度の2.8兆円程度が充実に充てられる。

36協定違反が目立つ

2-1 ワタミが受けた是正勧告の概要(2008年4月~13年2月)

違反内容	違反が指摘された店舗、件数	
36協定を超える時間外労働(労基法32条違反)	坐・和民 上野浅草口店、和民 浅草橋駅前店(08年9月)、ワタミフードサービス(08年12月)、和民 町屋店(09年8月)、わたくみ家 学芸大学駅前店(09年9月)、わたくみ家 菊川駅前店(10年7月)、ワタミフードサービス(11年10月)、ワタミフードサービス(11年12月)、坐・和民 奈良三条通り店(12年2月)、坐・和民 JR三宮高架下店(12年2月)、和民 京急久里浜駅前店(12年4月)、ゴハン 横須賀中央店(12年4月)、坐・和民 関内北口店(13年2月)	計12件
36協定における業務範囲が不明確(労基法32条違反)	ワタミフードサービス(11年12月)	計1件
36協定未締結であるのに時間外労働指示(労基法32条違反)	坐・和民 王子店(11年10月)、和民 京急久里浜駅前店(12年5月)	計2件
36協定未締結であるのに休日労働指示(労基法35条違反)	坐・和民 王子店(11年10月)	計1件
36協定を労働者に不周知(労基法106条違反)	和民 京急久里浜駅前店(12年4月)、ゴハン 横須賀中央店(12年4月)	計2件
法定の休憩時間の不順守(労基法34条違反)	T-G-iフライデーズ 町田店(11年5月)、T-G-iフライデーズ MM21クロスゲート店(11年7月)、わたくみ家 船堀店(11年9月)、坐・和民 奈良三条通り店(12年2月)、坐・和民 JR六甲駅前店(12年2月)、坐・和民 JR三宮高架下店(12年2月)、坐・和民 阪急三宮西口駅前店(12年4月)、和民 京急久里浜駅前店(12年4月)、ゴハン 横須賀中央店(12年4月)、和民 関内北口店(13年2月)、わたくみ家 JR川崎東口駅前店(13年2月)、和民 JR横浜駅前店(13年2月)	計13件
時間外労働割増賃金(あるいは深夜労働割増賃金)の不払い(労基法37条違反)	和民 香り園駅前店(08年6月)、和民 京急久里浜駅前店(12年4月)、ゴハン 横須賀中央店(12年4月)、わたくみ家 大島駅前店(12年12月)、居食屋渡美(12年12月)	計7件
管理監督者に該当しない者に対する割増賃金未払い(労基法37条違反)	T-G-iフライデーズ 町田店(11年5月)、わたくみ家 船堀店(11年9月)、坐・和民 王子店(11年10月)、要の屋 南蒲田店(11年12月)	計4件
労使協定なく前払い金等を控除(労基法24条違反)	和民 柏店(08年4月)	計1件
解雇予告手当の不払い(労基法20条違反)	和民 原宿明治通店(09年11月)	計1件
正社員を雇用する際の労働条件明示義務違反(労基法15条違反)	坐・和民 上野浅草口店、和民 浅草橋駅前店(08年9月)、和民 大島居店(10年6月)、和みな 大島居店(10年6月)、わたくみ家 大島居駅前店(10年6月)、坐・和民 王子店(11年10月)	計5件
就業規則変更届の未提出(労基法89条違反)	和民 町屋店(09年8月)、わたくみ家 学芸大学駅前店(09年9月)	計2件
1年ごとの定期健康診断不実施(安衛法66条違反)	和民 柏店(08年4月)、坐・和民 上野浅草口店、和民 浅草橋駅前店(08年9月)、和民 町屋店(09年8月)、わたくみ家 菊川駅前店(10年7月)、T-G-iフライデーズ MM21クロスゲート店(11年7月)、ワタミフードサービス(11年10月)、要の屋 南蒲田店(11年12月)、坐・和民 伏見桃山店(13年1月)	計8件
深夜業務従事者の6ヶ月ごとの定期健康診断不実施(安衛法66条違反)	和民 柏店(08年4月)、坐・和民 上野浅草口店、和民 浅草橋駅前店(08年9月)、和民 大島居店(10年6月)、和みな 大島居店(10年6月)、わたくみ家 大島居駅前店(10年6月)、坐・和民 王子店(11年10月)、要の屋 南蒲田店(11年12月)	計5件
衛生推進者の未選任(安衛法12条違反)	坐・和民 上野浅草口店、和民 浅草橋駅前店(08年9月)、ワタミフードサービス(08年12月)、T-G-iフライデーズ MM21クロスゲート店(11年7月)、わたくみ家 船堀店(11年9月)、坐・和民 王子店(11年10月)、要の屋 南蒲田店(11年12月)	計6件
衛生委員会において、長時間にわたる労働者の健康障害の防止を図るために対策の樹立に関することを調査・書類させていない(安衛法18条違反)	ワタミフードサービス(11年12月)	計1件

*労基法は労働基準法、安衛法は労働安全衛生法の略

長時間労働から未払い賃金までざまざまな指摘

裁判資料として表に出た24通の

が出来されても社名や内容は公表されることはないが、裁判を通じて、白日の下にさらされたのである。

「時間外労働割増賃金の不払い」は7件だ。山本さんの場合、最初に配属された店舗はある程度の残業代がもらえていたが、そこには「時間外労働割増賃金の不払い」がわざる数だ。しかし、それでもそれ以上残業代はいくら働いてもそれ以上残業代は

長時間労働を意味する「36協定を超える時間外労働」は12件に及ぶ。「36協定なんて、言葉すら聞いたことがなかった」という山本さんは、協定の存在すら知らないまま、16項目に及び、まるで労働問題のデパートのようだ。

長時間労働を意味する「36協定を超える時間外労働」は12件に及ぶ。「36協定なんて、言葉すら聞いたことがなかった」という山本さんは、協定の存在すら知らないまま、長時間残業を続けてきた。チエーン店など事業場が多いと、事業場によって36協定が未締結だったり、不備があるケースも多い。满足に休憩を取り難いことが未締結だと、法定の休憩時間の不順守は13件に上る。長時間にわたる勤務中、チエーン店など事業場が多いこと

労働問題の「デパート」、ワタミは正勧告の全容

労働基準監督官は企業のどこに目を向けて監督しているのか。大手居酒屋チエーンのワタミに出された是正勧告書から、監督官が炙り出す企業の「穴」を見てみよう。

2 008年4月、山本洋一郎さん(仮名)は大手居酒屋チエーンのワタミに入社した。入社から2カ月たった6月のある日、会社から早朝に呼

び出されると、他の社員たちと共に会議室に集められ、同期入社の森美菜さん(当時26歳)が前日に亡くなつたことを告げられた。「事故死」。その説明された。

森さんの死を悼みながら、本さんは忙しい日常に戻った。開店前の夕方4時に出勤。新人で慣れなこともあり、閉店作業を終えて店を出るときには翌朝7時、8時を回ることがしょっちゅう。夕方になれば再び出勤。その練り返しだった。

明らかに過重労働だった。それでも同僚や上司たちと比べて、自分だけが働き過ぎているわけではなかつた。各地の労働基準監督署はワタミでも同僚や上司たちと比べて、自分が働き過ぎているわけではなかつた。

票がそれを物語っている。山本さんが入社した08年4月から13年2月までにワタミは24通の是正勧告書、17通の指導票がそれを物語っている。

この裁判の中で原告側はワタミの両親はこれで終わらせ、安全配慮義務を怠ったとして原因で適応障害を発病したとして労災認定された。森さんの死は事故ではなく、長時間労働がもたらされた過労自殺だったことを山本さんは知つた。

12年2月、森さんは過重労働がス産業そのものが、労働基準監督官たちにとって重点ターゲットなのである。

山本さんは、渡邊美樹氏らに約1億5300万円の損害賠償を求めて提訴した。

この裁判の中では原吉側はワタミが受けた是正勧告書と指導票の開示を要求。通常は企業へ是正勧告

労働基準監督署による監督から民事の裁判まで、企業や労働者を襲う労務トラブルの最新事情に迫った。油断は禁物。あなたの会社も狙われる。

Part 2

あなたの会社も狙われる

「創業 渡辺氏に重大な賠償責任」



ワタミの過労自殺をめぐる経緯

2008年 4月	森美菜さんがワタミフードサービスに入社。神奈川県横須賀市内の居酒屋「和民」に配属
6月	美菜さんが自殺
8月	遺族が、美菜さんの死は過労が原因として横須賀労働基準監督署に労災申請
09年 7月	横須賀労基署は労災と認めた
12年 2月	神奈川労働者災害補償保険審査官の再審査で過労が原因として労災認定
11月	賠償額を確定しようと、ワタミ側が名古屋簡易裁判所に民事調停を申し立て
13年 6月	ワタミ、外部有識者委員会を設置。ワタミ創業者の渡辺美樹氏が会長退任
7月	渡辺氏が参院選に出馬し、初当選
11月	名古屋簡裁での調停不成立
12月	遺族が渡辺氏やワタミなどを相手に東京地裁に提訴
14年 3月	外務省の指摘を受け、ワタミが労働環境の改善策を発表
15年 12月	遺族と渡辺氏との間で和解が成立

森さんの自殺をきっかけに、過酷な労働条件に注目が集まり、ワタミは「ブラック企業」との強い批判を浴びた。

弁護団によると、和解条項では、過酷な労働条件に注目が集まり、ワタミは「ブラック企業」との強い批判を浴びた。

ご両親傷つけた言動謝罪

社員過労自殺訴訟の和解成立を受け、ワタミ創業者の渡辺美樹参院議員=写真=は8日、自身のフェイスブックに「最も重い責任は私にある。再発防止を誓う」とするコメントを載せた。



渡辺氏コメント

渡辺氏は「ご両親さまを傷つけたこれまでの態度、認識、発言は全て取り消す」と謝罪。「ワタミは私のリーダーシップと情熱の下、急速な拡大成長を遂げたが、その過程で起きた今回の事実は取り返しがつかず、私の人生最大の反省点」と振り返った。

今後については、「私もワタミも和解の趣意を誠実に実践し、改革して参ります」とし、「過ちては則ち改むに懲る」と「勿れ」という言葉を胸に深く刻むと記した。

ワタミ過労自殺和解

再発防止・未払い残業代も

遺族に1億3000万円

ワタミグループの居酒屋「和民」で働いていた森美菜さん(25)を過労自殺で亡くなった遺族が、ワタミや創業者の渡辺美樹参院議員(自民)らに一億五千万円の損害賠償を求めた訴訟は8日、東京地裁で和解が成立した。「長時間労働を強いる、心理的、身体的負荷を受けた結果で業務が原因」として、ワタミや渡辺氏らが計一億三千万円の賠償金を支払い、法的責任を認めて謝罪する内容。原告側代理人弁護士らが同日会見し、明らかにした。

東京地裁

項では、渡辺氏の法的責任について「創業者が長らく代表取締役を務め、形成した理念に基づき、従業員に過重な労働を強いた。渡辺氏は最も重大な損害賠償責任を負う」ことを確認した。賠償額のうち四千万円は慰謝料で、弁護団は「同種の事案としては高額で、懲罰的な意味合いが込められている。実質的勝訴だ」と評価した。

和解条項では、実際の労働時間を機械などで正確に算出するなどして正しく算出する」と評価した。

渡辺氏は「ご両親さまを傷つけたこれまでの態度、認識、発言は全て取り消す」と謝罪。「ワタミは私のリーダーシップと情熱の下、急速な拡大成長を遂げたが、その過程で起きた今回の事実は取り返しがつかず、私の人生最大の反省点」と振り返った。

年十一月に提訴していた。〇八年四月、ワタミフードサービス(現ワタミ)に入社。神奈川県横須賀市の店舗に配属され、休日がほとんどのまま長時間労働が続いたとして二二年に労災認定された。遺族は二三年度の新卒社員八百人全員に、過去分の未払いの残業代として一律約二万五千円を支払うこととした。

森さんが亡くなった後、渡辺氏がツイッターで「労務管理ができていた。この認識はありません」と告白したことについても「不適切な内容を含み、原発信したことについても、不適切な内容を含み、原告訴状によると、森さんは

記録し、就業時間との相違を生じさせないことなど、長時間労働の再発防止策も盛り込まれた。

研修や自宅でのリポート作成など、これまで業務とみなされなかつたものも労働時間と認定。遺族への賠償金とは別に、二〇〇八一一二年度の新卒社員八百人全員に、過去分の未払いの残業代として一律約二万五千円を支払うこととした。

渡辺氏がツイッターで「労務管理ができていた。この認識はありません」と告白したことについても、「不適切な内容を含み、原